

外来腫瘍化学療法診療料 1 について

当院は「外来腫瘍化学療法診療料 1」の届出を行っています。

- ・専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 名以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談に、24 時間対応できる連絡体制が整備されています。
- ・外来で化学療法を行った患者さんについて、緊急時に入院できる体制が確保されています。
- ・化学療法に携わる医師、看護師、薬剤師等により実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を年 1 回以上開催しています。

令和 7 年 9 月

病院長

京丹後市立弥栄病院